

第 1 号

(2月19日)

令和7年 熊本県議会 2月定例会会議録

第1号

令和7年2月19日(水曜日)

議事日程 第1号

令和7年2月19日(水曜日)午前10時開会

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期決定の件
- 第4 知事提出議案の上程(第1号から第91号まで)
- 第5 知事の提案理由説明
- 第6 人事委員会の意見(第57号、第58号及び第80号)
- 第7 議案等に対する質疑(第1号から第35号まで)
- 第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第35号まで)
- 第9 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定の件
- 日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第91号まで)
- 日程第5 知事の提案理由説明
- 日程第6 人事委員会の意見(第57号、第58号及び第80号)
- 日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第35号まで)
- 日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第35号まで)
- 日程第9 休会の件

出席議員氏名(48人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 蔦 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君

緒方 勇 二 君
高木 健 次 君
高野 洋 介 君
内野 幸 喜 君
山口 裕 君
岩中 伸 司 君
城下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌田 聡 君
淵上 陽 一 君
坂田 孝 志 君
溝口 幸 治 君
池田 和 貴 君
吉永 和 世 君
松田 三 郎 君
藤川 隆 夫 君
岩下 栄 一 君
前川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 倉 光 麻 里 子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
食のみやこ
推 進 局 長 辻 井 翔 太 君

土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 管 理 者 平 井 宏 英 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 長 出 田 孝 一 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
議 事 課 長 富 田 博 英
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開会 開議

○議長(山口裕君) ただいまから令和7年2月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(山口裕君) まず、閉会中における諸般の報告をいたします。

内容については、議席に配付のとおりであります。

第1は、末松直洋君の退職の報告について、第2は、会派所属構成人員変更の報告についてであります。

[諸般の報告は付録に掲載]

就任挨拶

○議長(山口裕君) 次に、去る11月定例会において任命同意になりました教育委員会委員及び議会の選挙で当選されました選挙管理委員から、それぞれ挨拶の申出がっておりますので、この際、これを許します。

教育委員会委員西山忠彦君。

〔教育委員会委員西山忠彦君登壇〕

○教育委員会委員(西山忠彦君) 去る12月、県議会の御同意をいただき、熊本県教育委員を拝命いたしました西山忠彦でございます。2期目ということで、これまでも増して、さらなる責任の重さを痛感いたしております。微力ではございますが、本県教育の推進に引き続き全力で取り組んでまいり所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山口裕君) 選挙管理委員高島剛一君。

〔選挙管理委員高島剛一君登壇〕

○選挙管理委員(高島剛一君) 昨年12月、選挙管理委員に選任されました高島でございます。選管の委員長を務めさせていただいております。昨今、選挙制度をめぐるいろいろな問題が生じております。そのような問題にどのように対応するか、それを踏まえて、選挙管理委員の一員として、公正かつ適切な選挙の管理執行に一生懸命務めさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(山口裕君) 選挙管理委員坂口眞理さん。

〔選挙管理委員坂口眞理さん登壇〕

○選挙管理委員(坂口眞理さん) おはようございます。このたび熊本県選挙管理委員に選任いただきました坂口眞理と申します。よろしくお願いいたします。再任となります。今までの経験を生かし、3人の委員の方々と協力しながら、責任を持って職務を全うしてまいりたいと存じます。今後とも皆様の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山口裕君) 選挙管理委員竹下文則君。

〔選挙管理委員竹下文則君登壇〕

○選挙管理委員(竹下文則君) おはようございま

す。このたび県選挙管理委員に選任をいただきました竹下文則でございます。よろしくお願いいたします。微力ではございますが、職責が全うできるように精いっぱい努めてまいりたいと思っております。御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(山口裕君) 選挙管理委員福田充君。

〔選挙管理委員福田充君登壇〕

○選挙管理委員(福田充君) おはようございます。このたび熊本県選挙管理委員に選任いただきました福田充でございます。もとより微力ではございますけれども、職責が果たせるように誠心誠意取り組んでいく所存でございます。今後とも御指導のほどをよろしくお願いいたします。(拍手)

永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに 知事の感謝状贈呈

○議長(山口裕君) 次に、熊本県議会永年勤続議員に対する県議会の表彰を行います。

なお、知事木村敬君から、被表彰議員に対し感謝状を贈呈したい旨の申出がっておりますので、併せてこれを行います。

被表彰者は、

20年勤続議員

坂田孝志君

であります。

坂田孝志君は演壇の前に出させていただきます。

〔坂田孝志君演壇前に入る〕

○議長(山口裕君)

表 彰 状

坂田孝志様

あなたは本県議会議員として20年以上にわたり県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢献をされました。ここにその功績をたたえ表彰します。

令和7年2月19日

熊本県議会

[表彰状及び記念品贈呈]

[拍手]

○知事(木村敬君)

感謝状

坂田孝志様

あなたは20年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和7年2月19日

熊本県知事 木村 敬

[感謝状贈呈]

[拍手]

日程第1 議席の一部変更の件

○議長(山口裕君) 次に、日程に従いまして、日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

末松直洋君の議員退職に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を議席に配付の議席表のとおり変更いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

[議席表は巻頭に掲載]

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(山口裕君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、河津修司君、西山宗孝君、岩中伸司君、以上3人を指名いたします。

日程第3 会期決定の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの29日間とすることに決定いたしました。

日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第91号まで)

○議長(山口裕君) 次に、日程第4、知事提出議案第1号から第91号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

第2号 令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

第3号 令和6年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

第4号 令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

第5号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)

第6号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)

第7号 令和6年度熊本県用地先行取得事業特

- 別会計補正予算(第1号)
- 第8号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第2号)
- 第9号 令和6年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 第10号 令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 第11号 令和6年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
- 第12号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)
- 第13号 令和6年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 第14号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第15号 令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第16号 令和6年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)
- 第17号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 第18号 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)
- 第19号 令和6年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)
- 第20号 専決処分の報告及び承認について
- 第21号 熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第22号 工事請負契約の締結について
- 第23号 工事請負契約の締結について
- 第24号 工事請負契約の変更について
- 第25号 工事請負契約の変更について
- 第26号 工事請負契約の変更について
- 第27号 工事請負契約の締結について
- 第28号 工事請負契約の変更について
- 第29号 工事請負契約の変更について
- 第30号 工事請負契約の変更について
- 第31号 工事請負契約の締結について
- 第32号 専決処分の報告及び承認について
- 第33号 専決処分の報告及び承認について
- 第34号 専決処分の報告及び承認について
- 第35号 専決処分の報告及び承認について
- 第36号 令和7年度熊本県一般会計予算
- 第37号 令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算
- 第38号 令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第39号 令和7年度熊本県収入証紙特別会計予算
- 第40号 令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算
- 第41号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計予算
- 第42号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算
- 第43号 令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算
- 第44号 令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算
- 第45号 令和7年度熊本県林業改善資金特別会計予算
- 第46号 令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第47号 令和7年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計予算
- 第48号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
- 第49号 令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
- 第50号 令和7年度熊本県公債管理特別会計予

- 算
- 第51号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算
- 第52号 令和7年度熊本県下水道事業会計予算
- 第53号 令和7年度熊本県電気事業会計予算
- 第54号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算
- 第55号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計予算
- 第56号 令和7年度熊本県病院事業会計予算
- 第57号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第58号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第59号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第60号 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第61号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第62号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第63号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について
- 第64号 熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について
- 第65号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第66号 熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第67号 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 第68号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第69号 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第70号 熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について
- 第71号 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第72号 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第73号 熊本県産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第74号 熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第75号 熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第76号 熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について
- 第77号 熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について
- 第78号 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第79号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第80号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第81号 財産の無償貸付けについて
- 第82号 財産の無償貸付けについて
- 第83号 財産の無償貸付けについて
- 第84号 財産の処分について

- 第85号 財産の減額貸付けについて
- 第86号 熊本県産業成長ビジョンの改定について
- 第87号 包括外部監査契約の締結について
- 第88号 権利の放棄について
- 第89号 権利の放棄について
- 第90号 訴えの提起について
- 第91号 権利の放棄について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 報告第5号 専決処分の報告について
- 報告第6号 専決処分の報告について
- 報告第7号 専決処分の報告について
- 報告第8号 専決処分の報告について
- 報告第9号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

日程第5 知事の提案理由説明

○議長(山口裕君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ち、県政運営に対する私の所信の一端を申し述べます。

私は、地方創生を自らの使命として、全国各地の自治体をお支えしてまいりましたが、縁あって着任したこの熊本に、日本一の伸び代があると感じ、熊本の力を最大限引き出し、熊本を日本一のふるさとにする、このことに私の今後の人生をかけるという覚悟を持って、昨年4月16日に熊本県

知事に就任し、10か月が経過いたしました。

就任からこれまで、なるべく多くの県民の方々、特に、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声、そうした声にもしっかりと耳を傾け、スポットライトを当てることができるよう、可能な限り現場を訪れる現場主義を実践してまいりました。

具体的には、お出かけ知事室を開催し、私自ら県内の市町村を訪ねまして、県民の皆様と直接意見交換を行い、県政に対する様々な思いや御提案をいただきました。

また、地域未来創造会議においては、きめ細かな住民サービスの提供を担う各市町村長や地元県議の皆様と、地域の課題や発展の方向性について、私と直接意見交換をさせていただいております。

県として県民のニーズに沿った取組を進めていくために、今後も様々な機会を活用し、まずもって議員各位の皆様方から地域の実情を丁寧にお聞かせいただくとともに、できる限り多くの県民の皆様の声も直接お聞きし、政策に生かしてまいりたいと考えております。

昨年12月には、これからの県政運営のよりどころとなるくまもと新時代共創基本方針を策定し、目標を「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」としました。

さらに、重要な3つのキーワードとして「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」を掲げました。

まず、1つ目のキーワード「世界に広がる」についてです。

日本地図で見れば首都東京から遠い熊本も、世界地図で見れば東アジアの中心になります。アジアに広がることで、熊本の優位性が生きてきま

す。

世界最大手の半導体企業TSMCが、日本の中でもこの熊本に立地したのは、約60年前から続く熊本の半導体産業の長い歴史に加え、台湾との地理的な近さがポイントとなったことは、皆様もお分かりになると思います。

昨年末にTSMCの日本法人JASMの第1工場が量産開始となり、第2工場の建設も予定されています。また、阿蘇くまもと空港の国際線の便数が過去最高の週43便となるなど、熊本は世界に広がる存在となりつつあります。

半導体関連産業の集積とともに、県全体における発展を実現していくためには、県民の皆様間に存在する渋滞問題などの見える不満、地下水保全などの見えない不安に対して、着実に対応することが必要です。

このため、これらの解消に向けて、私をトップとする渋滞解消推進本部と地下水保全推進本部を設置し、課題解消に向けた対策を検討してまいりました。

渋滞解消については、特に渋滞問題が深刻である熊本都市圏に関して、市内の補助国道や県道を含めた道路管理の権限を有する熊本市と連携することが重要でございます。熊本市長とのトップ会談を重ね、3年間で30か所の交差点改良等に着手することなど、具体的に渋滞解消に取り組む個別の路線や交差点など、県と熊本市で決定し、昨年末公表いたしました。

また、地下水の保全については、速やかに実施可能な具体的な取組から着手しており、水位と水質に関するモニタリング体制を昨年中に整備いたしました。

今後、50年先、100年先の未来の熊本のさらなる発展に向け、引き続き不退転の決意で取り組んでまいります。

2つ目のキーワードは「人を育てる」です。

今、経済や国際交流の面では追い風が吹く状況にあるものの、本県は、我が国が抱える共通の課題である少子高齢化と人口減少に直面しております。

このため、今後、あらゆる分野において、人材の育成、確保、すなわち人を育てることが重要です。そのためには、教育と福祉の取組を充実させていく必要があります。

このような課題認識の下、「こどもまんなか熊本」推進本部、「くまもとで働こう」推進本部、外国人材との共生推進本部を設け、全庁一丸となって取組を推進することとしました。

引き続き、子供たちがきらきら輝けるような教育環境の充実、改善や外国から熊本への人材の呼び込みなど、様々なケースに対応する取組をしっかりと検討、実施してまいります。

これらの推進本部の取組以外にも、熊本の基幹産業である農林畜水産物のさらなる高付加価値化や各地域の文化と連携した観光振興の推進等を目的として、昨年10月に、食のみやこ推進局、観光文化部の設置といった組織改編も行うなど、時期を逸することなく取り組んでまいりました。

それぞれの課題や対応の方向性の整理が進んだことを受け、取組をさらに加速してまいります。

知事就任時、私は、県政の最優先事項として、令和2年7月豪雨からの復旧、復興と緑の流域治水の推進を掲げました。

本年7月に、発災から5年を迎える球磨川流域をはじめとする被災地の再生、発展に向け、改定した新時代共創復興プランの下、被災された最後のお一人まで寄り添いながら、未来に夢を持てる地域を共につくってまいります。

また、その前提となる命と清流をとともに守る緑の流域治水の取組を、国や流域市町村等と連携し

ながら、目に見える形で着実に推進し、流域全体の総合力で安全、安心を実現してまいります。

取組の一つである新たな流水型ダムについては、昨年末、環境影響の最小化に向けた取組、流域の森の現状、土砂・流木対策について、流域住民の皆様と確認し、広く周知いたしました。引き続き、県民の皆様の理解がさらに深まるよう丁寧に説明を続けながら、国や流域市町村と一体となって取り組んでまいります。

長年ダム問題に翻弄されてきた五木村については、“ひかり輝く”新たな五木村振興計画に基づき、また、新たな流水型ダムの建設地となる相良村については、村が掲げる「未来につなげるむらづくり」、この実現に向けて、早期に振興策が目に見える形になるよう支援するとともに、関連する県事業も着実に推進してまいります。

また、水俣病問題については、歴史的な経緯も含め、県政の最重要課題と認識しております。

公健法に基づく認定審査については、申請者個別の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めてまいります。

胎児性・小児性患者の方々には、お一人お一人の気持ちに寄り添い、御本人や御家族の希望を丁寧に酌み取りながら、日常生活の支援に取り組んでまいります。また、水俣病犠牲者慰霊式後の関係団体との懇談においては、十分な意見交換の時間を確保し、皆様の御意見をしっかりと伺ってまいります。

あわせて、水俣・芦北地域の振興についても、第七次水俣・芦北地域振興計画に基づき、地元市町と一体となって、着実に取組を進めます。また、昨年6月に策定を表明した次期計画についても、地元市町の意見を丁寧に伺いながら策定してまいります。

本県が持つ日本一の伸び代を最大限に引き出す

ためには、政策を考え、実行する県職員が現場に出向き、県民の皆様の声に耳を傾け、県議会とともに、市町村や関係団体等と連携しながら、それぞれの強みを生かした政策、そして、地域を共に創ることが重要です。これが3つ目のキーワードでございます。

そして、このような取組の積み重ねが、最終的に私が目指します「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」へとつながるものと確信しております。

共に創る県民が主人公の県政に向けて、県議会及び県民の皆様の御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

続いて、今定例会に提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和6年度2月補正予算についてです。

国の経済対策に合わせた本県独自の物価高騰対策として、医療、介護、保育施設等への支援、国の支援対象とならないLPガス利用世帯や事業者への支援、生活困窮者や独り親家庭への支援など、82億円を計上しております。

また、賃上げ環境の整備や渋滞・交通アクセス対策の推進など611億円を計上し、国の経済対策に呼応した事業の総額は、693億円となります。

あわせて、今後執行見込みの精査による減額など、必要な補正を行っております。

これらによりまして、一般会計は563億円の増額補正となり、補正後の現計予算額は、9,304億円となります。

次に、令和7年度当初予算について御説明申し上げます。

今回の予算は、昨年12月に策定したくまもと新時代共創基本方針を踏まえ、全庁一丸となり熊本県の飛躍に向け挑戦し、県民の皆様とともにくまもと新時代をつくっていくことを目指し、各分野

の施策を力強く推進、あるいは加速するよう編成いたしました。

この結果、一般会計予算の総額は、8,448億円となります。

続いて、歳出予算の主な内容について、くまもと新時代共創基本方針の柱に沿って御説明申し上げます。

第1に「こどもたちが笑顔で育つ熊本」についてです。

子供を持ちたいという方々が不妊治療を受けやすい環境を整備するため、保険適用外の先進医療に対して新たに支援を実施します。

また、保育士養成施設を核とした保育士の魅力発信、保育士、保育所の支援センターによる潜在保育士の就業促進などにより、保育士の確保を図ります。

さらに、子育て世代の女性が自らのライフスタイルに合った就労、起業、キャリアアップができるよう、生活圏にある企業とのマッチングや専門アドバイザーによる起業に向けた伴走支援などを実施いたします。

加えて、地域社会に貢献し、世界に羽ばたく志ある人材を育成するため、地域と力を合わせた県立高校の魅力化を進めるコーディネーターの配置や地元企業等と連携した特色ある学びの実現に向けた学習環境を整備いたします。

あわせて、教員業務支援員を公立の小中学校、県立学校全校に配置し、教員の負担軽減を図り、先生が児童生徒と向き合うことに注力できるようサポートを行ってまいります。

第2に「世界に開かれた活力あふれる熊本」についてです。

まず、国際交流の進展や地域経済の活性化につながるため、海外向けの広報を強化するとともに、県内在住外国人への情報発信を充実させま

す。

また、海外の大規模イベントでのくまモンの露出や来場者と触れ合う機会を増やし、改めて、海外におけるくまモンの認知度向上や関連商品の市場拡大、熊本への誘客を促進いたします。

本県における在留外国人数が過去最多となる中、多文化共生社会の実現に向けて、市町村が課題を抱える防災、教育、子育て支援などの分野で、コーディネーターによる伴走支援を行います。

また、地場の中小企業が半導体サプライチェーンに参入できるよう、専門家による技術指導やビジネスマッチング支援を行うとともに、中小企業におけるデジタル技術を活用した業務プロセスの改善、新規ビジネスモデルの創出など、生産性向上に向けた取組や脱炭素化の取組を総合的に支援してまいります。

県南地域における、市町村が主体となり立地企業が連携して行う人材確保に向けた取組支援や県内学生の職場体験研修の実施により、地域内就職率の向上や離職率の低減を図ってまいります。また、農業分野においては、市町村、企業等との交流会の開催など、県南地域への企業参入を加速し、県土の均衡ある発展を目指してまいります。

食のみやこ熊本県の創造に向け、親元就農を含む農業の担い手確保、育成に取り組んでまいります。また、農林畜水産業者や食品加工業者、観光業者など複数の関係者が一体となったコンソーシアムを組織化するとともに、六次産業化による高付加価値化、魅力発信などを支援してまいります。

観光と文化の振興については、本県独自の文化を観光資源として磨き上げ、地域に根差す民俗、歴史などを活用したエコツアーや伝統的工芸品の販路拡大などを実施いたします。

さきに述べた渋滞解消に向けては、短期的な取組として、信号制御の最適化を行うエリアの拡充や交差点改良、右折レーンの延伸、バスベイ整備などを実施いたします。また、中期的な取組として、道路の拡幅、バイパスの整備など、道路ネットワークの整備を着実に推進いたします。さらに、長期的な取組として、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けた調査等を実施いたします。

第3に「いつまでも続く豊かな熊本」についてです。

豊かな地下水は熊本県の宝です。地下水位をリアルタイムで確認できる体制を拡充するとともに、水質汚濁防止法に基づく河川、地下水の水質調査結果を迅速に分かりやすく情報発信いたします。あわせて、有機フッ素化合物PFOS、PFOAへの対応として、飲用井戸所有者などが行う水質検査への支援や県の分析体制の強化などを実施し、県民の不安払拭につなげてまいります。

また、阿蘇地域における地下水涵養の取組を持続可能なものとするため、草原などグリーンインフラの維持保全活動を支援する仕組みを構築いたします。

さらに、人吉・球磨地域に、県による地域おこし協力隊を配置し、人材確保、産業・観光振興など広域的な課題解決に取り組みながら、地域の核となる人材となり、新たな移住者を呼び込めるような仕組みづくりにも取り組んでまいります。

加えて、県民誰もが活躍できる社会づくりに向けて、障害者の意思疎通を総合的に支援するための拠点を設置し、情報通信技術を利用する機会の拡大やその活用能力の向上を図り、障害者の自立支援と社会参加を促進する取組などを進めてまいります。

第4に「県民の命、健康、安全・安心を守る」についてでございます。

まず、熊本地震、そして、令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた被災市街地の一日も早い創造的復興に向け、益城町における土地区画整理、また、来年度中の全線供用に向けた県道熊本高森線の4車線化、そして、人吉市青井地区における土地区画整理や国道445号の道路拡幅などを着実に推進してまいります。

また、急なけがや病気をした際に電話相談できる救急安心センターについて、24時間対応できるような体制を拡充し、県民の安全、安心、適切な医療の提供につなげてまいります。

さらに、ストーカーやDV等の被害者への保護対策カメラの設置、人口増加が進む地域への防犯カメラの設置などにより、人身安全対策、犯罪抑止対策を強化してまいります。

あわせて、サイバー空間を悪用した犯罪や、いわゆる闇バイトなどの犯罪に対する捜査活動の高度化、電話で「お金」詐欺などの被害防止対策にも取り組んでまいります。

予算の概要については以上でございます。

このほか、今定例会には、各種条例案件、工事関係、専決処分の報告・承認案件なども併せて提出させていただいております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定でございます。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第6 人事委員会の意見(第57号、第58号及び第80号)

○議長(山口裕君) 次に、日程第6、ただいま議題といたしました議案のうち、第57号、第58号及び第80号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人

事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に提案されました議案第57号、議案第58号及び議案第80号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第57号につきましては、給料表などを改定する部分は、本委員会が昨年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告に沿って、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、令和7年、本年4月から給料表や通勤手当などを改定するものであり、適当であると考えます。

また、獣医師の初任給調整手当を改定する部分は、獣医師の安定的な確保を図るため、同手当の支給上限年数及び支給上限額を引き上げるものであり、これも適当であると考えます。

次に、議案第58号につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員に対する時間外勤務の制限について、対象となる子の年齢を拡大するなど、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

さらに、議案第80号につきましては、他県との均衡を図るため、警察職員の被留置者護送作業に係る特殊勤務手当を改定するなど、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

以上です。

日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第35号まで)

○議長(山口裕君) 次に、日程第7、議案第1号から第35号まで等につきましては、いずれも先議

の必要がありますので、まずこれを一括して議題とし、これに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第35号まで)

○議長(山口裕君) 次に、日程第8、ただいま議題といたしました議案第1号から第35号までにつきましては、これを各常任委員会に付託して審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第35号までにつきましては、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

各付託議案は、さきに配付の令和7年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(令和6年度2月補正関係)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

日程第9 休会の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明20日及び21日は、議案調査のため、25日及び26日は、各常任委員会開会のため、27日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、明20日、21日及び25日から27日までは休会することに決定いたしました。

なお、22日から24日までは、県の休日のため、

休会であります。

○議長(山口裕君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る28日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時33分散会

